

東弁25人第483号

2014年3月26日

東京拘置所

所長 米谷和春 殿

東京弁護士会

会長 菊地 裕太郎

人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

当会は、貴所に対し、次の通り勧告する。

2010（平成22）年8月26日に、申立人を24時間監視カメラ付きの居室に入室させた処置は、申立人のプライバシーを侵害したものである。

被収容者を24時間監視カメラ付きの居室に入室させる処置は、被収容者の人権を侵害するものであるから、今後は、自傷行為をする恐れが高い場合等、被収容者に対するプライバシー侵害の程度が低いその他の方法では被収容者の生命身体に対する安全の確保ができない特別の事情がある場合に限って行うこと。

第二 勧告の理由

1 当事者の主張

（1）申立の理由

申立人は、2010（平成22）年（以下で示す日付はいずれも同年を示す。）8月26日、24時間カメラ監視付きの居室（以下「監視カメラ付き居室」という。）に入室させられた者であるが、相手方は、申立人から入室の理由を尋ねられても「配室上の都合」と述べるのみである。

明確な理由を説明せずに、施設側の都合によって監視カメラ付き居室に収容することは申立人の人権を侵害する。

（2）照会に対する貴所の回答の概要

ア 8月26日から9月14日までの間、申立人を監視カメラ付き居室に収容した。なお、監視カメラ付き居室の場所については、警備上の観点から回答できないが、監視カメラ付き居室内における被収容者の動静は、複数の職員がテレビカメラ監視業務として監視している。録画はしていない。

イ 申立人を監視カメラ付き居室に収容したのは、戸外運動または入浴の際、申立人が、腰痛を理由として運動場または入浴場まで這って移動しようとする動静があったことから、居室内における転倒等によるけが等を迅速に発見する必要があるためである。

ウ 被収容者をいかなる場合に監視カメラ付き居室に収容するかについて定めた内規等は存在しない。

エ 8月26日、申立人を監視カメラ付き居室に転室させた際、申立人が「どうしてTV室に移したのか。」と質問したことに対し、相手方職員は「配室上の都合による」とのみ答えた。

オ 申立人については、8月24日から9月6日まで、車椅子の使用を許可していた。

（3）申立人からの聴き取りの概要

監視カメラ付き居室に最初に入れられたのは、東京拘置所に最初に入った時のことで、他の部屋が空いていないという理由で1週間

ほど収容された。

その後に監視カメラ付き居室に収容されたのは、8月26日のことである。その当時は、腰や膝が悪くふらつくこともあったため、移動の際は這う以外になく、居室内でも這って移動していた。

なお、自分は、自殺未遂をしたことは現在まで一度もなく、その素振りを見せたことなどもない。なぜ監視カメラ付き居室に入れなければならないのか理由が分からなければ、原因となっていることを正しようがない。

監視カメラ付き居室で生活するのは、精神的に落ち着かない。

2 当会が認定した事実

申立人は、8月26日から9月14日までの間、監視カメラ付き居室に収容された。(この監視カメラの映像は、24時間複数の職員が監視している。)8月26日、監視カメラ付き居室に収容された際、申立人は、その理由を貴所職員に尋ねたが、「配室上の都合である」旨の回答しか得ることができなかった。なお、貴所は、通常行っていないという理由で、監視カメラ付き居室への入室理由を申立人の求めに応じ説明するという対応を取らなかったことが認められる。

また、監視カメラ付き居室に入室した当時において、申立人には、自殺や自傷行為のおそれは存在していなかった。

3 評価、判断

- (1) 以下、貴所が申立人を監視カメラ付き居室に収容したことが妥当だったと言えるかにつき述べる。
- (2) 元々、拘置所に収容された被収容者は、施設管理・秩序維持等の観点から、必要最低限度のプライバシーの侵害を受けることが予定されているものである。対象者が被収容者である本件において、施

設の維持に必要な範囲での人権に対する制約は免れない。

しかしながら、カメラを通じて24時間監視され続けるということは、対象者（被収容者）からすれば、四六時中その動静を注視されているのと同じ効果と影響を持つものであるから、監視カメラ付き居室に入室させるという貴所の行為は、対象者のプライバシー侵害の程度がきわめて強度であり、対象者に片時も気の安まる隙を与えず、精神的に相当強度な負担を強いるものである。

そのため、監視カメラ付き居室の使用は、必要やむを得ない場合に限って許されるべきである。具体的には、自殺・自傷行為をする恐れが高い場合等、被収容者に対するプライバシー侵害の程度が低いその他の方法では被収容者の生命身体に対する安全の確保ができない特別の事情がある場合に限定されるべきである。

(3) 本件において、貴所は、申立人を監視カメラ付き居室に収容した理由について、前記のとおり、戸外運動または入浴の際、申立人が腰痛を理由として運動場または入浴場まで這って移動しようとする動静があったことから、居室内における転倒等によるけが等を迅速に発見する必要があるためであるとしている。しかし、申立人が監視カメラ付き居室に収容された8月26日の時点では、車椅子の使用が既に許可されており、運動場及び入浴場までの移動にも、申立人は車椅子を使用していたものである。

そして、そもそも申立人は立って移動することが困難であるから車椅子や台車の使用を要求していたのであって、申立人が居室内を這って移動する代わりにあえて危険を冒して立って移動することは想定し難い。仮に申立人が居室内を立って移動することにより転倒しけがをする等の軽度の危険があり得たとしても、見回りの強化等で対応することが十分に可能であったと考えられるし、監視カメラ付き居室に入室させなければならないほどの、申立人の身体に対

する極めて重大な危険性が存在していたとは考えられない。

そうすると、貴所は、前記の特別な事情が何ら存在しないのにもかかわらず、申立人を監視カメラ付き居室へ転室させる処置をとっていたと認められる。

したがって、貴所が申立人を監視カメラ付き居室に転室させた事実には、人権侵害性を認めることができる。

4 結論

よって、頭書のとおり勧告する。

以 上